

東京都北区耐震改修促進計画【概要版】

(北区 まちづくり部 建築課)

1. 計画策定の背景・目的等

◆背景・目的

本区では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月に「東京都北区耐震改修促進計画」を策定しました。令和6年の能登半島地震などの頻発・激甚化する震災を踏まえて、国は令和7年7月に基本方針を改正し、新たな取組みや目標の設定を示しました。また、昭和56年以降に建てられた建築物については新耐震基準の建築物として耐震性を満たすものとされていましたが、平成28年の熊本地震などでは新耐震基準の建築物に一部倒壊が報告されたため、建築基準法の耐震基準が更新された平成12年までに建てられた建築物についても耐震性を確保することが求められています。

これらの状況等について新たな計画へ反映するとともに、耐震化に関する課題への取組みを強化するため、本計画を策定します。

◆計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までとします。なお、計画期間中の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応していくため、必要に応じて計画の改定を行います。

◆対象建築物

本計画では耐震性が不十分な建築物について耐震化を促進します。耐震性が不十分な建築物は以下とします。

- ・旧耐震基準の建築物：昭和56年5月以前に建築された建築物
- ・2000年基準の木造住宅：昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅

2. 住宅・建築物の耐震化率

建築物の種類	耐震化率			
	現状		目標	
	令和2年度末	令和7年度末	令和12年度末	令和17年度末
住宅	88.3%	93.2%	97%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
民間特定建築物	89.3%	91.1%	95%	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
防災上重要な区有建築物	97.2%	97.2%	できるだけ早期に耐震化率100%	
特定緊急輸送道路沿道建築物	総合到達率91.6% 区間到達率60%以上 100%未満※1 88.3%	区間到達率94.3%	区間到達率95%未満の解消	区間到達率100%
		90.5%	95%	100%
一般緊急輸送道路沿道建築物	86.5%	89.3%	90%※2	

※1 東京都耐震改修促進計画一部改定に示された各到達率

※2 令和12年度末以降に耐震化率100%を目標とする。

3. 耐震化を促進するための総合的な取組み

◆基本的な取組み方針

方針①	耐震化の促進を支援する取組みの推進
方針②	緊急性や公益性に配慮した戦略的な取組みの推進
方針③	木造住宅密集地域における耐震化の取組みの推進

◆耐震化の促進を図るための支援

木造住宅への支援	・耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事、耐震建替え工事に要する費用の助成
共同住宅の支援	・分譲マンション 耐震アドバイザー派遣、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事に要する費用の助成 ・賃貸マンション 耐震診断に要する費用の助成
緊急輸送道路沿道建築物への支援	・一定の要件を満たす特定緊急輸送道路沿道建築物及び一般緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事、耐震建替え工事に要する費用の助成
その他耐震化に関する支援等	・道路等に面するブロック塀等へのアドバイザー派遣事業並びに除却、改善、建替え工事に要する費用の助成 ・危険ながけ・擁壁（ようへき）へのアドバイザー派遣事業並びに工事に要する費用の助成

◆耐震化に関する普及啓発及び知識の普及に関する取組み

- 北区ニュース等の活用
- パンフレット等の作成・配布・ポスティング
- 木造住宅の耐震化の普及・啓発
- 無料相談会の実施
- 現地訪問やDM対応
- 区民まつりへの出展
- 町会、自治会の掲示板へのチラシ掲示 等



4. 耐震化を促進するための指導や命令等

- 耐震改修促進法による指導等の実施
- 耐震化推進条例による指導等の実施
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施

5. その他建築物の耐震化の促進に関する事項

- 計画の進行管理
- 国、都との連携